○叙勲

旭日小綬章を授ける（各通）（五月二十二日）
小林　勝　土田　廣志
今吉　康己

旭日単光章を授ける（五月二十三日）
小林捷二郎　宮腰　務

旭日単光章を授ける（各通）（五月二十四日）
根本　正典

旭日単光章を授ける（五月二十五日）
（岩手大学名誉教授）　高畑　義人

瑞宝中綬章を授ける
中曽根　喬

瑞宝小綬章を授ける
鈴木　正彦　樗澤滿洲紀
松澤　嘉宣　松本　吉慶

瑞宝双光章を授ける（各通）
上條　誠司　外山　嘉澄
橋口　晧　長谷川　實

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十二日）
河原　愃治　齋藤　光雄
八木橋　要　山崎　綱三

瑞宝双光章を授ける（各通）
楠美　松男　宮田　政徳

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十三日）
楠木　昭

瑞宝小綬章を授ける
川上　幸男　小阿瀬義孝
初野　誠治　原谷　俊明　寺井　啓高
法花堂良一　藤本　康孝

瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　政信

瑞宝単光章を授ける（以上五月二十四日）
石川　運義　末本　明彦
瑞宝双光章を授ける（各通）（五月二十五日）
小方　徳彦　馬島　和夫

瑞宝単光章を授ける（五月二十六日）
吉田　秀夫

瑞宝単光章を授ける（五月二十九日）
渡辺　學　佐々木憲政

瑞宝単光章を授ける（各通）（五月三十日）
秋田　善祺　西村　浩

○返上の請願

勲章返上の請願の件許可された

褒章返上の請願の件許可された（以上六月二十日）

皇室事項

認証官任命式

六月二十五日午後三時、宮中において、人事官川本裕子及び特命全権大使西内和彦の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、バーレーンの新年につき、六月二十六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エジプトの新年につき、六月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、クウェートの新年につき、六月二十六日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ジブチの独立記念日につき、六月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項、第二十四条の四十一の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号、第二十四条の五十第二号の規定により公示する。

令和七年六月三十日

金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第二十七条第一項第三号、第二十四条の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更

次の者が令和７年６月11日付で、会員理事を退任した。

役　職	氏　名
会員理事	河野　雅明

次の者が令和７年６月11日第18回定時総会において、会員理事に選任された。

役　職	氏　名
会員理事	飯盛　徹夫

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日

九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 占用を制限する区域

区域

鹿児島市吉野町九七〇〇番一二から同市吉野町九六九八番五まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年七月一日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日

九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十五号

(三) 占用を制限する区域

区域

南九州市川辺町野崎字中野西八二九八番一地内

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年七月一日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所